

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、前事業年度(2022年1月1日～2022年12月31日)の
マージン率を下記の通り公開いたします。

株式会社ティ・ティ・ワン
(許可番号:派13-307189)

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項及び同法施行規則第18条の2第3項に基づき、当社、前事業年度の平均マージン率(派遣事業のみ)を下記の通り公開致します。
当社の派遣事業は、売上全体の1割以下(2018年度は5.6%)であり、システム開発業務における技術者の派遣が主な内容となります。

1 派遣労働者の数	22人
2 派遣労働者の数	15社
3 派遣料金 / 8H平均	¥31,484
4 賃金 / 8H平均	¥19,247
5 マージン率	38.87%

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額
※マージンには、派遣元事業者として会社が負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・
社会保険料が含まれています。

6 教育訓練に関する事項	年1回、個人情報保護・情報セキュリティに関する事項等を踏まえた研修、 各種事業外研修(技術教育・管理者教育)
7 その他参考と認められる 事項	リフレッシュ休暇制度、資格取得手当制度、育児休業制度、介護休業制度等
8 派遣労働者の待遇の決定 に係る労使協定を締結し ているか否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2024年3月31日) ・協定労働者の範囲 (職業安定業務統計の職種別平均求人賃金、大項目「B専門的・技術的職業」以下の 中項目「10情報処理・通信技術者」に従事する従業員)

株式会社ティ・ティ・ワン

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町19-8
八重洲KHビル

Tel:03(6264)9440

Fax:03(6264)9441

